

■ 授業

- ➔ 分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)を継続
- ➔ ただし、感染リスクの高い活動は実施しない

+

感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う

【制限する教育活動等】

長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等を行わない。

(例) ・音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱

・体育：児童生徒等が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

・家庭：児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習

■ 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動

- ➔ 中止または延期

■ 部活動

- ➔ 原則休止

ただし、公式大会への出場等学校が必要であると判断する場合は、感染防止策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。この場合でも、感染リスクの高い活動は実施しない。

- 市町村立学校及び私立学校については、府立学校と同様の対応を要請